

# 京都府公報

号外第24号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
発行所 京 都 府  
総務調整課  
電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話(075)441-3155

## 目 次

監査委員	ページ
監査結果の公表	1

### 15年監査公表第4号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成15年5月22日

京 都 府 監 査 委 員 廣 瀬 伸 彦  
同 道 林 邦 彦  
京都府監査委員職務執行者 田 中 英 世  
同 大 野 征 次

### 住民監査請求に係る監査結果

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求書の提出

請求人 から平成15年3月27日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

##### 2 請求人

#### 3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

##### (1) 請求人の主張

ア 京都府（以下「府」という。）は、平成14年度予算において、京都府警察本部（以下「警察本部」という。）が所轄する業務のうち、運転免許に関する更新時講習、停止処分者講習、安全運転管理者講習、車庫証明現地調査、パーキング・メーター管理、パーキング・チケット管理、道路使用許可現地調査、原付講習、運転免許証更新通知、運転免許関係窓口事務、違反者講習及び交通安全対策推進補助員の設置の業務（以下「委託業務」

という。)について、民間団体である財団法人京都府交通安全協会(以下「協会」という。)に全面的に委託し、協会に委託料の支払がされている。

イ 平成14年度予算における委託業務に対する委託料は、9億9,584万9,000円という莫大な金額である。そして、平成14年度の委託料は基本的には、「委託単価」に「人員又は件数等」を乗じて計算され、そのとおり支出されている。

しかしながら、委託業務はすべて、入札などの手続を経ることなく随意契約により支出がなされており、しかも委託単価の根拠も不明である。

ウ 委託業務は、他の民間団体や会社などにおいて遂行することは十分に可能なものであり、警察本部自身で業務遂行ができないとしても、本来競争入札などの適正な手続によって委託をすべきである。

協会は、警察本部の退職者(以下「警察OB」という。)らが役員となり、職員も警察OBが多数を占めており、警察との関係は密接である。こうした密接な関係にある特定の団体に対してのみ業務委託をすることによって、本来の入札などの方式であれば安く業務委託できる委託料が不当に高額とされ、京都府民が多大な損害を被っている可能性が大きい。

## (2) 請求人の措置請求

平成14年度の委託業務の協会への違法又は不当な随意契約(丸投げ委託)の是正及び上記契約の履行により府が被った損害について協会に返還請求を行うなど適切な措置を講ずることを求める。

## 第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

## 第3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成15年4月21日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。なお、自治法第242条第7項の規定により関係執行機関職員の立会いを認めた。

2 当日は請求人全員が、仕事の都合により欠席した。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

## 第4 関係執行機関の陳述

1 自治法第242条第7項の規定により、警察本部に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認めた。

2 警察本部の職員3名が出席し、交通部長が請求の要旨に対する以下の陳述を行った。

なお、請求人の立会いはなかった。

### (1) 随意契約の適法性について

ア 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。)の規定によれば、交通警察に係る業務のうち警察官としての権限を伴わない業務については、行政事務の合理化・効率化に資する趣旨から、同法に定める要件を充足すると京都府公安委員会(以下「公安委員会」という。)が認めた者又は法人に業務委託することができることになっている。

現在、府内において上記要件を充足するものとして公安委員会が認め、京都府公安委員会告示又は京都府告示(以下「告示」という。)をしている唯一の団体が協会であることから、協会と随意契約を行っており、適法な委託契約である。

イ 関係法令上特に制約のない業務にあっても、業務の性質又は目的から競争入札に適さず、かつ、その内容等から協会に委託することが適当と認められるものについて協会と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)に基づき随意契約を行っており、適法な委託契約である。

### (2) 平成14年度の委託契約の委託単価について

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号。以下「警察手数料条例施行規則」という。)に基づき徴収する手数料の範囲内において、委託業務の内容に応じて委託業務ごとに適正に積算された妥当な額である。

### (3) 協会について

協会は、交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発をはじめ、地域及び職域の交通安全活動に対する支援等を行っている公益法人である。

### (4) 協会における警察OBの役割について

警察OBである協会の役員及び職員は、いずれも警察本部に勤務している時に得た知見を活用し、協会の運営や交通安全教育の講師、交通安全運動等の業務に貢献しているものと理解している。

## 第5 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の趣旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

平成14年度の委託業務について協会と締結した委託契約(以下「平成14年度の委託契約」という。)及び平成14年度の委託契約に基づく平成14年度委託料(以下「平成14年度の委託料」という。)の支出が、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な契約の締結又は履行に該当するかどうか。

## 2 監査対象部局

警察本部

## 3 警察本部の補足説明

## (1) 随意契約の適法性について

ア 道交法施行規則によれば、次の者に委託できていることになっている。府内ではこれらの要件のいずれにも該当するのは、協会のみであるため、協会と随意契約を行った。

(ア) 運転免許更新時講習等は、公安委員会が認めた者

(イ) 運転免許関係事務は、公安委員会が認めた法人

(ウ) パーキング・メーター及びパーキング・チケットの管理は、公安委員会が認めた公益法人

イ 道路使用許可現地調査は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）の規定により、都道府県公安委員会が都道府県に一を限って認めた公益法人を都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）に指定し、指定された都道府県センターが行う事業であり、府内では協会を京都府交通安全活動推進センター（以下「府センター」という。）に指定しており、協会と随意契約を行った。

ウ その他の委託業務である次の業務は、次の理由から自治令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約を行った。

(ア) 車庫証明現地調査は、次の要件を充足する団体は府内では協会のみであるため、協会と随意契約を行った。

a 通行禁止制限、車両制限令等道路交通関係法令等に熟知し、正確に対処できる知識と経験のある職員を有すること

b 調査対象範囲が京都府内一円に及ぶことから、府内一円において迅速に対処できる組織力を有すること

(イ) 交通安全対策推進補助員の設置は、緊急地域雇用創出特別交付金による補助員の設置であり、次の理由により府センターに指定され実績のある協会と随意契約を行った。

a 警察と連携して次の事業を行う補助員の設置事業であること

(a) 家庭訪問による高齢者の交通安全指導

(b) 街頭における歩行者等の保護誘導、広報・啓発活動

(c) 違法駐車防止のための街頭における広報・啓発活動

(d) 違法駐車の実態調査

b 補助員への教育・指導を適切に行う必要があること

c 雇用者の新規募集を早急に実施できること

## (2) 警察本部と協会の関係について

ア 協会は、警察本部が出資したり補助金を出している、いわゆる財政援助団体には該当せず、固有の財政基盤を有する民間団体である。協会は、警察本部が所管する公益法人であることから、定期的に年1回立入検査を実施している。なお、平成14年度は、定期と臨時（6月）の2回の立入検査を行っている。

イ 協会理事20名のうち、警察OBは5名いる。

協会職員160名のうち、警察OBは90名いる。その内訳は、正職員70名、嘱託職員16名、臨時職員4名である。

## (3) 他の委託先の検討経過について

ア 協会以外の団体等から委託事業に参入したいというような要望又は照会は、今まで一切受けていない。

イ 車庫証明現地調査を他府県で自家用自動車協会（以下「自自協」という。）等に委託しているところもあるので、平成14年2月に電話照会による調査を実施したが、京都府自家用自動車協会は職員数も少なく委託業務を受託できる体制ではなかった。

ウ 安全運転管理者講習については、都道府県交通安全協会（以下「都道府県協会」という。）ではなく、主に安全運転管理者講習を受託するために作った団体である安全運転管理者協会又は協議会（以下「安管協」という。）に委託している都道府県の方が多い。

しかし、府内には各警察署単位に組織されている任意団体である交通安全協会の下部組織として安全運転管理者部会はあるが、委託業務を受託できるような安管協の組織はない。

## (4) 委託契約の内容について

ア 委託契約は、総価契約（予算で積算した年間見込み件数及び金額で契約し、実績件数による精算をしない方式）と単価契約（単価契約された委託業務の実績件数に応じて委託料を支払う方式）のいずれかの方式が採用されている。

なお、警察本部では単価契約の方式を採用している。

イ 委託金額の水準については、委託契約方法の違いや、委託業務の範囲が都道府県によっては若干異なることもあり一概に比較しにくいですが、警察本部の委託単価は都道府県平均額と同程度の額である。

なお、委託金額が1億円を超え、年間実績件数の多い更新時講習（違反）及び車庫証明現地調査における委託単価の比較状況は次のとおりである。

（単位：円）

区 分	警察本部委託単価	都道府県平均委託単価	最高委託単価	最低委託単価
更新時講習（違反）	1,071.00	1,012.15	1,440.00	636.00
車庫証明現地調査	724.50	989.04	1,617.00	724.50

ウ 委託単価は、各委託業務に係る人件費、物件費、施設費及び諸経費を積算して算出するが、一方、委託単価はあくまで警察手数料条例施行規則に基づき徴収する手数料の範囲内であるので平成6年度から据え置かれており、平成14年度の委託契約に係る委託単価が不当に高額になっているとは考えていない。

## 第6 関係人調査の実施

1 自治法第199条第8項の規定により、関係人調査を実地した。

2 協会職員3名が出席し、協会事務局長が以下の説明を行った。

### (1) 協会について

ア 協会は、道路における交通安全と円滑の実現に寄与することを事業目的として設立された財団法人である。

イ 昭和28年10月に財団法人として京都府知事の認可を受け、昭和30年8月に現在の名称に改称した。なお、平成10年4月より、公安委員会から府センターの指定を受けている。

### (2) 組織について

ア 協会の理事は20名であり、理事のうち警察OBは5名である。5名のうち4名が、協会の職員として、協会の事務局、事業部、講習部及び駐車管理部の4部門の長に就任している。

イ 職員総数は160名であり、その内訳は、正職員111名、嘱託職員16名、臨時職員33名である。

### (3) 事業内容について

ア 交通事故防止その他交通安全に関する広報啓発をはじめ、地域及び職域の交通安全活動に対する支援や交通事故その他交通問題に関する相談、警察本部からの受託業務等を行っている。

イ 警察本部からの受託業務の担当部は、次のとおりである。

（ア）原付講習、運転免許証更新通知及び運転免許関係窓口事務は、事業部

（イ）運転免許証更新時講習、停止処分者講習及び安全運転管理者講習は、講習部

（ウ）パーキング・メーター管理、パーキング・チケット管理、道路使用許可現地調査、車庫証明現地調査及び交通安全対策推進補助員の設置は、駐車管理部

### (4) 委託契約内容について

ア 予算要求する際に、積算内訳に記載する委託業務に従事する協会職員の人件費は定期昇給等により年々上昇していくが、警察本部の委託単価は警察手数料条例施行規則の範囲内で決められるため、実際の委託契約単価は平成6年度から据え置かれている。

イ 優良運転者については、法改正により免許更新期間が3年から5年になったことから、更新時講習の受講者数が減少し、協会の受託事業収入は減収になっている。一方、更新時講習の内容は優良運転者講習と一般講習の2区分が、優良運転者講習、一般講習、違反者講習及び初回講習の4区分に細分化されたことにより、相応の講習担当の職員数を確保しなければならなくなり、受託事業収入が減ったからといって、講習担当職員を減らすことはできず苦慮している。

### (5) 予算及び決算について

ア 平成14年度予算では、収入の合計額として約48億500万円を計上しており、最も多い収入は収益事業である「証紙売上収入」の約29億円、最も多い支出は「証紙購入費」約28億円である。なお、収益事業は、課税対象となっている。

イ 平成14年度決算は、現在集計中である。

平成13年度決算では、収入合計は約46億3,280万円、支出合計は約46億570万円であり、収支差額は約2,700万円である。

## 第7 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおりと決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断の理由について述べる。

### 1 事実確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、警察本部及び協会からの説明の聴取等によって行い、その結果、

次の事項を確認した。

(1) 委託契約の契約方法及び契約の相手について

ア 平成14年度の委託契約は、(別表1)の左欄に掲げた5区分、11の委託業務について、平成14年4月1日付けで契約されていた。

イ すべて随意契約であり、契約の相手はすべて協会である。

(2) 随意契約できる条件について

ア 委託業務のうち、(別表1)の から までの事務については、同表中欄の法令の根拠等による道交法等が定める一定の要件を具備し、公安委員会が認め告示した団体等と委託契約を締結できる。

(ア) 道路使用許可現地調査については、道交法の規定により公安委員会が府内で「一つに限り」府センターに指定することができ、協会を指定している。

なお、全国的にも都道府県協会以外に委託している事例は見当たらなかった。

(イ) 公安委員会が認めた旨の告示が必要な委託業務のうち上記以外のものについては、公安委員会が複数の団体等を認め告示をすれば、競争入札を行うことは可能ではあるが、(別表1)の右欄に掲げた告示に該当する団体は協会のみであった。

なお、他の都道府県の状況は、次のとおりである。

a 講習(更新時講習、停止処分者講習及び原付講習)については、指定自動車教習所等に委託している事例がある。

b 安全運転管理者講習については、安管協に委託している都道府県が半数程度ある。なお、警察本部の説明では、府内には安管協に相当する団体は組織されていない。

c 運転免許関係事務(運転免許更新通知及び運転免許窓口事務)及びパーキング・メーター管理については、都道府県協会以外に委託している事例はなかった。

d パーキング・チケット管理については、自自協に委託している事例が1例あった。

イ その他の委託業務である車庫証明現地調査及び交通安全対策推進補助員の設置については、自治令第167条の2第1項各号に該当する場合に随意契約できる。

(ア) 車庫証明現地調査については、自自協に委託している都道府県が半数程度あるが、警察本部の調査結果では、府内の自自協には委託業務を受託できる人的体制はなく、体制が整っていたのは、協会のみであった。

(イ) 交通安全対策推進補助員の設置については、緊急地域雇用創出特別交付金事業としての臨時的かつ緊急的対応ができる委託先は、協会のみであった。

なお、警察本部の説明では、社団法人京都市交通局協力会及び財団法人京都市駐車場公社に対して委託業務の受託を打診したが、人的体制及び準備期間等から委託業務の受け皿にはならなかった。

(3) 委託契約の内容について

ア 委託単価について

(ア) 平成14年2月京都府議会定例会の議決を経た上で予算措置され、緊急地域雇用創出特別交付金事業として実施された交通安全対策推進補助員の設置を除き、警察手数料条例施行規則に基づき徴収する手数料の範囲内で委託単価が決められている。

(イ) 予算単価の積算根拠は、各委託業務ごとに委託業務に係る人件費、物件費、施設費及び諸経費等により積算された額を、年間委託実績見込み「人員又は件数等」で除したものであるが、現実の予算単価はあくまで警察手数料条例施行規則に基づき徴収する手数料の範囲内で査定されるため、平成6年度から据え置かれている。

なお、予算単価と警察手数料条例施行規則に基づき徴収する手数料の比率は、(別表2)のとおりである。

(ウ) 委託単価は、予算単価に消費税を加算した額であり、平成14年度の委託業務に係る委託単価は、警察本部と同様に単価契約をしている都道府県の平均委託単価と同程度の額であった。

イ 契約方法等について

(ア) 総価契約を採用している都道府県は半数程度あるが、警察本部の場合は単価契約である。

(イ) 平成14年度の委託契約に係る履行確認の実績は、(別表3)の「人員又は件数等」のうち「実績」欄に記載したとおりである。

(ウ) 平成14年度の委託料は、委託業務ごとの毎月の実績に基づき、2箇月後に支出されている。なお、委託業務の履行確認は、協会から次の警察本部担当課に報告される日報(1日の実績)の1箇月分の合計と協会の請求書に添付されている委託業務の実績を照合することにより行われている。

運転免許課	運転免許課	交通企画課	駐車対策課	交通規制課	運転免許試験課	運転免許課	交通企画課
更新時講習	停止処分者講習	安全運転管理者講習	車庫証明現地調査	道路使用許可現地調査	運転免許証更新通知	違反者講習	交通安全対策推進補助員の設置
			パーキング・メーター管理		運転免許関係窓口事務	原付講習	
			パーキング・チケット管理				

ウ 平成14年度の委託料の支出について

(ア) 平成14年度の委託料の支出金額は、8億9,284万2,020円であり、平成14年度予算額（委託契約額）9億9,584万9,000円に比べ、1億300万6,980円少ない支出となっている。

(イ) 委託業務ごとの支出金額、支出年月日及び支払の状況は、（別表4）のとおりである。

2 判 断

上記事実関係により検討すると、

(1) 平成14年度の委託契約の適法性について

ア 道路使用許可現地調査については、府センターに指定された協会以外に委託先はないため、協会と随意契約を締結したことは、やむを得ないものと認められる。

イ 公安委員会が認め告示が必要な委託業務のうち上記以外のものについては、複数の団体等を公安委員会が認め告示を行い競争可能な条件のもとで業務委託が行われることが望ましいが、平成14年度の委託契約締結時において公安委員会が認め告示していた団体等は協会のみであり、協会と随意契約を締結したことは、違法又は不当とまではいえない。

ウ その他の委託業務である次の業務に係る随意契約が、自治令第167条の2第1項第2号の規定に該当するかどうかであるが、最高裁判所判決（昭和62年3月20日）によれば「普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相当する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約を締結するという方法をとるのが、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」も随意契約できるとされている。

(ア) 車庫証明現地調査については、平成14年度の委託契約締結時においては、協会以外に受託できる団体等がないと認められたため、府センターに指定され実績のある協会と随意契約を締結したことは、違法又は不当とまではいえない。

(イ) 交通安全対策推進補助員の設置については、緊急地域雇用創出特別交付金による交通安全対策推進補助員の設置であり、同特別交付金事業の性格上、雇用者の新規募集を早急に実施する必要があったことから、平成14年度の委託契約締結時においては、準備期間等から協会以外に受託できる団体等がなかったため、府センターに指定され実績のある協会と随意契約を締結したことは、やむを得ないものと認められる。

(2) 委託契約の内容について

ア 平成14年度の委託料は、府議会の議決を経て予算措置され、警察手数料条例施行規則に基づき徴収する手数料（全都道府県ほぼ同じ額）の範囲内の委託単価で契約されており、またこの委託単価は、単価契約方式を採用している都道府県の平均委託単価の水準に近似するものであり、請求人が主張するような「不当に高額」な委託単価になっているという事実は確認できない。

イ 単価契約で委託契約を締結した結果、平成14年度の委託料は平成14年度当初予算額を1億300万6,980円下回る支出となっており、府が損害を被ったという事実も確認できない。

ウ 委託契約の締結及び支出に係る事務手続についても、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）に定める手続に従って適正に処理されていると認める。

以上のことから、平成14年度の委託契約の締結及び履行が、自治法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な契約の締結又は履行に該当するに足りる事由は認められない。

第8 要 望

本件請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであるが、次の事項について改善されるよう、監査委員の合議により要望する。

地方公共団体が行う契約事務の執行は、公正さが最も求められるものであり、同時に機会均等の理念に適合し、かつ、経済性の確保を図るため、原則的には競争入札の実施が望ましい。

全国的には、都道府県協会以外の団体を委託先にしている事例や都道府県協会を含めた複数の団体を委託先にしている事例も見られる中で、協会のみを長年にわたって委託先としてきたことが、請求人の「競争原理が働かず、割高になっているのではないか」との主張につながる要因となっているとも考えられる。

委託業務の中には、道交法等の規定上あるいは実態上、直ちには競争的条件を生み出すことは期待し難いものもあるが、今後は、今回の監査対象となった委託業務のうち、道路使用許可現地調査を除く委託業務について、委託可能な団体等の調査を十分に行い、契約事務における機会均等の理念に適合した公平性及び経済性の確保を図られるよう要望する。







(別表2)

事 業 名		委託単価	予算単価	警察手数料 条例手数料	B / C (%)	
		(円)	(円)	(円)		
		A=B×1.05	B	C		
更 新 時 講 習	優 良	441.00	420.00	700.00	60.00	
	一 般	1,071.00	1,020.00	1,700.00	60.00	
		693.00	660.00	1,050.00	62.86	
	違 反	1,071.00	1,020.00	1,700.00	60.00	
	初 回	1,071.00	1,020.00	1,700.00	60.00	
	特 定	1,255.80	1,196.00	1,700.00	70.35	
停 止 処 分 者 講 習	長 期	17,010.00	16,200.00	27,600.00	58.70	
	中 期	14,175.00	13,500.00	23,000.00	58.70	
	短 期	8,505.00	8,100.00	13,800.00	58.70	
安 全 運 転 管 理 者 講 習	正	3,145.80	2,996.00	4,900.00	61.14	
	副	2,696.40	2,568.00	4,200.00	61.14	
車 庫 証 明 現 地 調 査		724.50	690.00	2,000.00	34.50	
パ ー キ ン グ ・ メ ー タ ー 管 理		147.00	140.00	300.00	46.67	
パ ー キ ン グ ・ チ ケ ッ ト 管 理		147.00	140.00	300.00	46.67	
道 路 使 用 許 可 現 地 調 査		1,890.00	1,800.00	2,000.00	90.00	
原 付 講 習		3,638.25	3,465.00	4,050.00	85.56	
運 転 免 許 証 更 新 通 知		87.15	83.00	- ※		
運 転 免 許 関 係 窓 口 事 務	試験場	更新免許証作成交付	53.10	50.58	2,250.00	2.25
		免 許 試 験	35.40	33.72	1,150.00 ~ 4,450.00	
	警察署	更新免許証作成交付	123.92	118.02	2,250.00	5.25
		再交付免許証作成交付	177.03	168.60	3,350.00	5.03
		新規免許証作成交付	106.21	101.16	1,750.00	5.78
		うっかり失効免許証作成交付	177.03	168.60	1,750.00	9.63
		免許証記載事項変更	106.21	101.16	- ※	
		仮免許証作成交付	70.81	67.44	1,200.00	5.62
		免 許 試 験	141.62	134.88	1,650.00 ~ 3,300.00	
		国外免許証作成交付	230.13	219.18	2,650.00	8.27
		免許証の返納	35.40	33.72	- ※	
違 反 者 講 習	活 動 有	5,985.00	5,700.00	9,400.00	60.64	
	活 動 無	8,505.00	8,100.00	13,400.00	60.45	

※ は免許交付手数料に含まれている。

(別表3)

事 項	区 分	単 価 (円)		人員又は件数等		委 託 料 (円)		
		予算	決算	予算	実績	予算	決算	
更新時講習	優 良	441.00	441.00	92,350 人	138,496 人	40,728,000	61,076,736	
	一 般	1,071.00	1071.00	17,020 人	17,706 人	97,177,000	18,963,126	
	※1	693.00	661.50	113,920 人	54,476 人		36,035,874	
	違 反	1,071.00	1,071.00	92,960 人	106,882 人	99,561,000	114,470,622	
	初 回	1,071.00	1,071.00	37,780 人	20,963 人	40,463,000	22,451,373	
	特 定	1,255.80	1,255.80	270 人	135 人	340,000	169,533	
	計			354,300 人	338,658 人	278,269,000	253,167,261	
停止処分者講習	長 期	17,010.00	17,010.00	1,900 人	1,851 人	32,318,000	31,485,510	
	中 期	14,175.00	14,175.00	3,700 人	3,021 人	52,448,000	42,822,675	
	短 期	8,505.00	8,505.00	17,900 人	13,998 人	152,240,000	119,052,990	
	計			23,500 人	18,870 人	237,006,000	193,361,175	
安全運転管理者講習	正	3,145.80	3,145.80	5,760 人	5,577 人	18,120,000	17,544,126	
	副	2,696.40	2,696.40	960 人	926 人	2,589,000	2,496,866	
	計			6,720 人	6,503 人	20,709,000	20,040,990	
車庫証明現地調査		724.50	724.50	200,000 件	189,337 件	144,900,000	137,174,654	
パーキング・メーター管理		147.00	147.00	223,000 回	196,264 回	32,781,000	28,850,808	
パーキング・チケット管理		147.00	147.00	381,000 回	288,991 回	56,007,000	42,481,677	
道路使用許可現地調査		1,890.00	1,890.00	3,968 件	3,968 件	7,500,000	7,499,520	
原付講習		3,638.25	3,638.25	13,000 件	11,504 件	47,298,000	41,854,424	
運転免許証更新通知		87.15	87.15	361,000 件	396,655 件	31,462,000	34,568,479	
運転免許関係窓口事務 ※2	試験場	更新免許証作成交付(3分)	53.10	53.10	282,302 件	274,880 件	14,990,236	14,596,128
		免許試験(2分)	35.40	35.40	92,592 件	87,365 件	3,277,756	3,092,721
	警察署	更新免許証作成交付(7分)	123.92	123.92	78,698 件	73,725 件	9,752,256	9,136,002
		再交付免許証作成交付(10分)	177.03	177.03	1,174 件	1,143 件	207,833	202,345
		新規免許証作成交付(6分)	106.21	106.21	1,615 件	1,535 件	171,529	163,032
		うっかり失効免許証作成交付(10分)	177.03	177.03	475 件	388 件	84,089	68,687
		免許証記載事項変更(6分)	106.21	106.21	77,693 件	80,128 件	8,251,773	8,510,394
		仮免許証作成交付(4分)	70.81	70.81	42,561 件	40,489 件	3,013,744	2,867,026
		免許試験	141.62	141.62	2,900 件	2,552 件	410,698	361,414
		国外免許証作成交付(13分)	230.13	230.13	281 件	270 件	64,666	62,135
		免許証の返納	35.40	35.40	2,662 件	2,455 件	94,234	86,907
	計			582,953 件	564,930 件	40,319,000	39,146,787	
	違反者講習	活 動 有	5,985.00	5,985.00	2,000 人	2,289 人	11,970,000	13,699,665
活 動 無		8,505.00	8,505.00	5,600 人	4,836 人	47,628,000	41,130,180	
計				7,600 人	7,125 人	59,598,000	54,829,845	
交通安全対策推進補助員の設置			14 人	14 人	40,000,000	39,866,400		
合 計					995,849,000	892,842,020		

※1 府警察手数料の改正により、上段は平成14年度5月分までの委託、下段は平成14年6月分以降の委託。  
 ※2 処理時間1分当り単価は16.86円×1.05である。  
 ※3 単価に円未満の端数がある場合は、毎月の支払いにおいて、円未満を切り捨てて支払うため、委託単価に年間の人員又は件数を乗じた金額とは、完全に一致しない。

(別表4)

平成 14年度	更新者講習		停止処分者講習		安全運転管理者講習		車庫証明現地調査		パークینگ・メーター管理		パークینگ・チケット管理	
	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日
4月分	20,734,715	平成14年6月11日	17,412,570	平成14年6月11日	0		10,661,017	平成14年6月11日	2,453,724	平成14年6月6日	3,703,224	平成14年6月6日
5月分	19,268,806	平成14年7月10日	18,685,485	平成14年7月10日	0		10,978,348	平成14年7月8日	2,444,022	平成14年7月4日	3,742,914	平成14年7月4日
6月分	16,728,721	平成14年8月2日	17,205,615	平成14年8月2日	0		10,667,538	平成14年8月2日	2,448,138	平成14年7月31日	3,384,969	平成14年7月31日
7月分	18,864,279	平成14年9月6日	17,690,400	平成14年9月6日	2,500,461	平成14年9月6日	12,741,057	平成14年9月6日	2,561,769	平成14年8月29日	3,538,731	平成14年8月29日
8月分	22,229,655	平成14年10月3日	16,519,545	平成14年10月3日	2,967,388	平成14年10月3日	9,535,869	平成14年10月3日	2,500,176	平成14年9月27日	4,049,556	平成14年9月27日
9月分	20,586,447	平成14年10月24日	13,315,995	平成14年10月24日	4,111,560	平成14年10月24日	11,765,880	平成14年10月24日	2,313,339	平成14年10月24日	3,494,043	平成14年10月24日
10月分	22,125,400	平成14年12月5日	17,616,690	平成14年12月5日	6,905,929	平成14年12月5日	11,745,594	平成14年12月5日	2,427,852	平成14年12月3日	3,591,798	平成14年12月3日
11月分	21,115,109	平成14年12月26日	17,097,885	平成14年12月26日	2,907,618	平成14年12月26日	10,626,241	平成14年12月26日	2,358,468	平成14年12月13日	3,618,552	平成14年12月13日
12月分	21,560,427	平成15年2月4日	15,575,490	平成15年2月4日	0		10,077,795	平成15年2月4日	2,456,664	平成15年2月3日	3,665,151	平成15年2月3日
1月分	23,857,816	平成15年3月5日	14,415,975	平成15年3月5日	0		9,629,329	平成15年3月4日	2,117,241	平成15年3月4日	2,959,257	平成15年3月4日
2月分	22,766,356	平成15年4月8日	14,540,715	平成15年4月8日	648,034	平成15年4月8日	12,173,773	平成15年4月7日	2,332,008	平成15年4月3日	2,996,742	平成15年4月3日
3月分	23,329,530	平成15年5月8日	13,284,810	平成15年5月8日	0		16,572,213	平成15年5月7日	2,437,407	平成15年5月6日	3,736,740	平成15年5月6日
計	253,167,261		193,361,175		20,040,990		137,174,654		28,850,808		42,481,677	

平成 14年度	道路使用許可現地調査		原付講習		運転免許証更新通知		運転免許関係窓口事務		違反者講習		交通安全講習補助金の費	
	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日	支出金額 円	支出年月日
4月分	844,830	平成14年5月23日	4,442,303	平成14年6月11日	2,970,943	平成14年6月11日	4,091,800	平成14年6月11日	4,755,555	平成14年6月11日	3,322,200	平成14年6月6日
5月分	748,440	平成14年7月5日	2,295,735	平成14年7月10日	2,339,890	平成14年7月10日	3,478,432	平成14年7月10日	5,207,895	平成14年7月10日	3,322,200	平成14年7月4日
6月分	848,610	平成14年7月31日	1,957,378	平成14年8月2日	2,626,962	平成14年8月2日	2,808,388	平成14年8月2日	5,135,130	平成14年8月2日	3,322,200	平成14年7月31日
7月分	897,750	平成14年8月30日	3,390,849	平成14年9月6日	2,827,843	平成14年9月6日	2,906,844	平成14年9月6日	5,335,785	平成14年9月6日	3,322,200	平成14年8月29日
8月分	793,800	平成14年10月3日	6,050,409	平成14年10月3日	2,941,748	平成14年10月3日	3,258,253	平成14年10月3日	4,970,385	平成14年10月3日	3,322,200	平成14年9月27日
9月分	655,830	平成14年10月25日	2,786,899	平成14年10月24日	2,550,793	平成14年10月24日	2,910,858	平成14年10月24日	4,180,680	平成14年10月24日	3,322,200	平成14年10月25日
10月分	769,230	平成14年12月2日	2,459,457	平成14年12月5日	3,086,417	平成14年12月5日	3,162,253	平成14年12月5日	4,627,980	平成14年12月5日	3,322,200	平成14年12月5日
11月分	810,810	平成14年12月16日	1,742,721	平成14年12月26日	3,002,666	平成14年12月26日	2,948,922	平成14年12月26日	4,605,615	平成14年12月26日	3,322,200	平成14年12月26日
12月分	483,840	平成15年1月31日	2,532,222	平成15年2月4日	3,794,859	平成15年2月4日	3,009,683	平成15年2月4日	4,186,665	平成15年2月4日	3,322,200	平成15年2月7日
1月分	302,400	平成15年3月7日	2,008,314	平成15年3月5日	3,046,415	平成15年3月5日	3,184,291	平成15年3月5日	3,785,985	平成15年3月5日	3,322,200	平成15年3月4日
2月分	175,770	平成15年4月7日	4,078,478	平成15年4月8日	2,772,067	平成15年4月8日	3,428,341	平成15年4月8日	3,923,640	平成15年4月8日	3,322,200	平成15年4月7日
3月分	168,210	平成15年5月6日	8,109,659	平成15年5月8日	2,607,876	平成15年5月8日	3,958,722	平成15年5月8日	4,114,530	平成15年5月8日	3,322,200	平成15年5月9日
計	7,499,520		41,854,424		34,568,479		39,146,787		54,829,845		39,866,400	
計												
4月分												
5月分												
6月分												
7月分												
8月分												
9月分												
10月分												
11月分												
12月分												
1月分												
2月分												
3月分												
計												

## 15年監査公表第5号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成15年 5月22日

京 都 府 監 査 委 員 廣 瀬 伸 彦  
同 道 林 邦 彦  
京 都 府 監 査 委 員 職 務 執 行 者 田 中 英 世  
同 大 野 征 次

## 住民監査請求に係る監査結果

## 第1 監査の請求

## 1 請求書の提出

請求人 から平成15年4月7日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

## 2 請求人

## 3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

## (1) 請求人の主張

ア 京都府（以下「府」という。）は、京都市を含む府内44市町村（以下「市町村」という。）と分担して（府1/6、市町村5/6）老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「老健法」という。）第25条に規定する老人保健医療制度（以下「老健制度」という。）が昭和58年に開始されて以来、府内の医療機関及び調剤薬局等（以下「医療機関等」という。）に対し、診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）1枚につき120円（平成13年度から1枚につき単価を80円、平成14年度は1枚につき40円とし、平成15年度からは全面廃止される予定）を老人保健医療事務費（以下「老健事務費」という。）として支払ってきた。

イ 老健事務費の医療機関等への支払額は、平成9年度約5億6,400万円、平成10年度約6億2,400万円、平成11年度約6億9,100万円、平成12年度約7億4,900万円、平成13年度約5億4,900万円とこの5年間で約31億7,700万円にのぼっている。

ウ この支払には法律や条例の根拠がなく、違法な公金支出である。

## (2) 請求人の措置請求

府が支出した老健事務費に対する補助金（以下「府補助金」という。）のうち、平成14年度の府補助金について、違法な公金支出を行った職員あるいは違法な支払を受けた医療機関等に対し、相当額の損害賠償請求あるいは補助金の返還請求を行うなど適切な措置を講ずることを求める。

## 第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

## 第3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成15年4月25日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

また、自治法第242条第7項の規定により関係執行機関職員の立会いを認めた。

2 当日は請求人 が出席し、請求の要旨を補完する以下の陳述を行った。なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(1) 請求の際に添付した新聞報道（平成14年11月26日付け朝日新聞朝刊）で、初めて老健事務費がレセプトに対して支払われている事実を知った。

(2) この支出は、法律や条例に裏付けがなく、適正な支出行為を逸脱していると判断して、今回の住民監査請求を行った。

(3) 府は、この支出行為を長年にわたって放置してきた。平成15年度からこの支出が全面廃止される故をもって、過去の府補助金支出を容認できるものではない。

(4) 平成13年度以前の支出については、請求期間の制限もあり請求の対象にしなかったが、せめて平成14年度の府

補助金の支出について、府は各機関に対し補助金の返還請求を行うこと等により、府民に対して行政としての責任をとって欲しい。

3 関係執行機関である府保健福祉部（以下「保健福祉部」という。）の職員6名が、請求人の陳述に立ち会った。

第4 関係執行機関の陳述

1 自治法第242条第7項の規定により、保健福祉部に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認めた。

2 保健福祉部の職員6名が出席し、保健福祉部長が請求の要旨に対する以下の陳述を行った。

(1) 補助金交付の目的について

老健制度の実施主体は、老健法第25条の規定により市町村であり、市町村は、地域医療の推進を図る観点から、老健事務費を医療機関等に支払ってきた。

府は、上記市町村支出に対する地域医療の推進に貢献する観点から補助金を支出してきた。

(2) 府補助金支出の根拠について

老健制度の円滑かつ適正な実施を図るため、市町村が医療機関等に対して行う老健事務費の支出（以下「市町村老健事務費支出」という。）について、自治法第232条の2の規定、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「補助金交付規則」という。）及び老人保健医療事務費府補助金交付基準（以下「交付基準」という。）に定めるところにより、府補助金を支出している。この府補助金の支出は、公益性のある必要かつ適正な支出である。

(3) 平成14年度府補助金額について

平成14年度の府補助金（変更交付決定）の額は、5,063万4,000円である。

(4) 府補助金廃止の理由等について

府では、極めて厳しい財政状況の中で、財政健全化指針に沿い既存施策の徹底した見直しを行い、その結果、事業の優先度等を勘案の上、平成14年度末をもって府補助金の支出を廃止することにした。廃止するに当たり、段階的にレセプト1件当たりの補助単価120円の引下げを行い、平成13年度は80円、平成14年度は40円とした。

3 請求人 が、保健福祉部長の陳述に立ち会った。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨から、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

平成14年度の府補助金が、自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかどうか。

2 監査対象部局

保健福祉部

3 保健福祉部の補足説明

(1) 府補助金の支出について

老健法が施行された昭和58年2月診療分から支出されている。

(2) 補助単価（レセプト1枚につき120円）の根拠

医療機関等の協力を得て老健制度の円滑かつ適正な運営を図るため、老健制度の受給対象者の受診に当たり、医療機関が高齢者の加齢及び身体状況に配慮して必要となる対応に係る事務負担に配慮して、府補助金創設当時から120円の単価を設定してきた。

(3) 補助率（1/6）について

府の補助率は、府補助金創設当時から1/6であり、変更していない。

なお、老健法の施行前の昭和48年から国の予算措置によって始まった70歳以上を対象とした医療費の公費負担割合が、府1/6、市町村1/6、国4/6となっており、それを斟酌して定めたものと理解している。

(4) 補助対象医療機関等について

地域医療に資することが補助目的であるため、国立病院及び学術研究機関でもある府立医科大学附属病院等を除いた府内の医療機関等である。

(5) 補助金の流れについて

府内には、医療機関等は約5,000あるため、各市町村が該当医療機関に老健事務費を毎月支払うことは膨大な事務負担となり、医療機関等においても各市町村から別々に老健事務費が支払われると確認等が煩雑になることから、関係者で組織された京都府福祉保健医療事務費支払事務所（以下「支払事務所」という。）に、市町村に代わり医療機関等への老健事務費の支払等を行ってもらっている。

ア 医科医療機関及び調剤薬局に対しては、各市町村長（以下「甲」という。）と社団法人京都府医師会又は社団法人京都府薬剤師会（以下「乙」という。）の会長及び支払事務所（以下「丁」という。）の所長の間で締結している覚書き（契約）に基づき、丁から乙の会員に老健事務費が毎月直接支払われる。乙の会員でない医科医療機関及び調剤薬局には、丁から毎月直接支払われる。

イ 歯科医療機関及び柔道整復施術所に対しては、老健事務費が個々の医療機関等に支払われる制度であることを前提とした上で、甲、社団法人京都府歯科医師会又は社団法人京都府柔道整復師会（以下「丙」という。）の会長及び丁の所長の間で締結している覚書き（契約）により、丙が会員に代わり老健事務費を丁に請求し、丁は丙に支払い、丙から丙の会員に支払われる仕組みになっている。丙の会員でない歯科医療機関には、丁から毎月直接支払われる。

(6) 府補助金の廃止理由について

陳述で説明したとおり、政策的判断であり、特に平成12年度の既存施策の大きな見直しの中で、政策の優先順位を考えて見直した措置である。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、保健福祉部からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 支出根拠について

平成14年度の府補助金は、平成14年2月京都府議会定例会の議決を受け予算措置された老人医療給付事業費の老人保健医療費府負担金119億3,288万円の中から、補助金交付規則及び交付基準の定めるところにより、交付されたものである。

なお、府補助金は、医療機関等の協力を得て老健制度の円滑かつ適正な運営を図り、地域医療の推進に貢献するため、老健制度の受給対象者の受診に当たり医療機関において高齢者の加齢及び身体状況に配慮して必要となる対応に係る事務負担に配慮して、一般財源による府独自の補助制度（事業費の負担割合は、府1/6、市町村5/6）として、府が支出してきたものである。

(2) 支出について

ア 補助対象事業費について

平成14年度の府補助金の補助対象事業費は、平成14年度の市町村老健事務費支出に要する経費であり、その合計は3億394万1,000円である。

イ 補助金の算定等について

(ア) 平成14年度の府補助金の補助対象事業費の積算基礎となるレセプト件数は、基本的には平成14年3月から平成15年2月までの診療分である。

(イ) 平成14年度の府補助金の補助単価は、平成14年3月診療分はレセプト1枚につき80円、平成14年4月から平成15年2月までの診療分はレセプト1枚につき40円である。

(ウ) 平成14年度の府補助金の市町村別補助対象事業費は、次の表のAとBを合算した額である。

区 分	平成14年3月診療分			平成14年4月から平成15年2月までの診療分		
	レセプト件数	補助単価	老健事務費 A	レセプト件数	補助単価	老健事務費 B
交付決定	平成14年3月診療実績件数 (a)	80円	80円 × (a)	平成14年4月から平成14年6月までの診療分実績件数 × 11 / 3 (11箇月分の推計件数) (b)	40円	40円 × (b)
変更交付決定				平成14年4月から平成14年12月までの診療分(9箇月分)の実績件数 + 平成15年1月及び2月分の診療分の推計件数 (b)		40円 × (b)
額の確定				平成14年4月から平成15年2月までの診療分(11箇月分)の実績件数 (b)		40円 × (b)

(エ) 平成14年度の府補助金は、(ウ)で積算した市町村別補助対象経費に補助率(1/6)を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額の合計である。

平成14年12月10日付けで交付決定された補助金額の合計は、5,497万5,000円である。その後、平成15年3月26日付けで変更交付決定が行われ、変更交付決定額の合計は5,063万4,000円である。

なお、平成15年秋頃、各市町村に対して平成14年度の府補助金の確定を行い、当該確定額と既払額との差額について精算（過払いの場合は、補助金の返還）をすることになっている。

(オ) 調査の結果、平成14年度の府補助金の算定は、交付基準に定める方法により算出された適正な額であっ

た。

ウ 支出年月日及び支出金額について

- ア 平成14年度の府補助金の支出額は5,063万4,000円であり、3回に分けて京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第72条第3号により概算払で支出されている。
- イ 第1回支出は、市町村においては、既に平成14年3月から8月までの診療分のレセプト件数実績に基づく老健事務費（平成14年5月から10月まで支出分）が支出済であるため、当初の交付決定額の6/12（6箇月）相当額を支出している。
- ウ 第2回支出は、市町村においては、既に平成14年9月及び10月の診療分のレセプト件数実績に基づく老健事務費（平成14年11月及び12月支出分）が支出済みであるため、当初の交付決定額の2/12（2箇月）相当額を支出している。
- エ 第3回支出は、補助金の変更交付決定後、変更交付決定額から既支出額を控除した残額を支出している。
- オ 平成14年度の府補助金の支出年月日及び支出金額は次のとおりであり、各市町村別支出金額等の内訳は（別表）のとおりである。

	支出年月日	支出金額
第1回支出	平成14年12月24日	27,475,000円
第2回支出	平成15年1月28日	9,144,000円
第3回支出	平成15年3月31日	14,015,000円
合 計		50,634,000円

(3) 府補助金の廃止について

- ア 府の財政状況の悪化を背景にして、府は平成12年度に既存施策の見直しを検討した結果、「平成13年度及び平成14年度に経過措置を講じた上で、平成14年度末をもって府補助の廃止」方針を決めている。
- イ 府補助金の支出開始当時は、他の都道府県においても老健事務費に対する補助が行われていたが、府補助制度の見直しを行った平成12年度現在では老健事務費に対する補助を行っていたのは東京都、滋賀県及び府の3都府県のみであり、滋賀県は平成14年度末、東京都は平成15年度末をもって廃止を決めている。

2 判 断

上記事実関係により検討すると、

- (1) 請求人の「府補助金は、法律や条例の根拠がなく、違法な公金支出である。」との主張については、一般に自治法第232条の2の規定を法的根拠とし、同条にいう公益上の必要性があると認められれば、法律又は条例に個別に定めがないからといって府補助金を支出できないものではない。
- (2) 具体的な公益性の判断については、第一次的には地方公共団体の長の判断に委ねられているものと解せられるところである。

府補助金は、老健法施行に併せて老健制度を円滑に実施するために、知事が公益上必要があると認めて、京都府議会（以下「府議会」という。）に提案され、その議決を得た上で予算措置されてきたものである。

- (3) この補助金の支出開始当時には、老健制度の円滑かつ適正な運営を図る上でその公益性は高かったものと認められるが、20年を経過し老健制度が徐々に定着してくる中で、医療機関等における老健事務に要する負担は軽減されてきているものと考えられ、同様の制度を実施していた他府県において老健事務費に係る補助制度が順次廃止されてきたのは、この趣旨によるものと考えられる。府においても平成12年度に既存施策の見直しを行った結果、平成14年度末をもって府補助金の廃止が決定されたところである。

その廃止に当たっては、平成13年度以降の当初予算案に添付された「事業の休廃止・削減の報告書」において、平成13年度以降の老健事務費の削減及び廃止について記載し、府議会にも一定の説明がなされていることが認められた。

- (4) 監査対象とした平成14年度府補助金は、その最終事業年度に当たるものであり、レセプト1枚当たりの補助単価が40円に見直され、「事業の休廃止・削減の報告書」等により府補助金についての一定の説明責任も果たした上で、府議会の議決を経て予算措置され、補助金交付規則及び交付基準を根拠に適正に支出されたものであり、予算執行の見地から看過し得ない瑕疵若しくは合理性を欠く事実は見いだせなかった。

以上のことから、平成14年度の府補助金の支出については、補助金交付の裁量権を逸脱又は濫用した事実は認められず、返還を求めるまでの違法又は不当とするに足りる事由は認められない。



第7 要 望

本件請求に対する監査委員の判断は上記のとおりであるが、次の事項について確認又は改善されるよう、監査委員の合議により要望する。

- 1 府補助金が平成14年度末をもって廃止されることから、平成14年度補助金の額の確定に当たっては、老健事務費が補助目的に沿って有効に活用されていることを確認された上で行われたい。
- 2 補助金の支出は、客観的にも公益上必要であると認められなければならないことを踏まえ、一定の期間を経過した補助金については、事務事業評価の活用等による事業の必要性や効果の点検を行うよう要望する。

また、府議会への説明はもちろんのこと府民に対して、よりわかりやすい説明を工夫する努力をされるよう要望する。

(別表)

(単位：円)

市町村名	交付決定額 a	変更交付決定額 b	第1回払 c=a×6/12	第2回払 d=a×2/12	第3回払 e=b-c-d	補助金支出金額 f=c+d+e
京 都 市	35,200,000	30,368,000	17,600,000	5,866,000	6,902,000	30,368,000
福 知 山 市	1,289,000	1,305,000	644,000	214,000	447,000	1,305,000
舞 鶴 市	2,187,000	2,046,000	1,093,000	364,000	589,000	2,046,000
綾 部 市	900,000	902,000	450,000	150,000	302,000	902,000
宇 治 市	2,942,000	3,088,000	1,471,000	490,000	1,127,000	3,088,000
宮 津 市	687,000	693,000	343,000	114,000	236,000	693,000
亀 岡 市	1,232,000	1,312,000	616,000	205,000	491,000	1,312,000
城 陽 市	1,401,000	1,435,000	700,000	233,000	502,000	1,435,000
向 日 市	785,000	800,000	392,000	130,000	278,000	800,000
長 岡 京 市	1,099,000	1,115,000	549,000	183,000	383,000	1,115,000
八 幡 市	855,000	965,000	427,000	142,000	396,000	965,000
京 田 辺 市	740,000	759,000	370,000	123,000	266,000	759,000
大 山 崎 町	221,000	223,000	110,000	36,000	77,000	223,000
久 御 山 町	258,000	216,000	129,000	43,000	44,000	216,000
井 手 町	160,000	180,000	80,000	26,000	74,000	180,000
宇 治 田 原 町	197,000	204,000	98,000	32,000	74,000	204,000
山 城 町	163,000	168,000	81,000	27,000	60,000	168,000
木 津 町	301,000	306,000	150,000	50,000	106,000	306,000
加 茂 町	288,000	213,000	144,000	48,000	21,000	213,000
笠 置 町	56,000	39,000	28,000	9,000	2,000	39,000
和 束 町	118,000	138,000	59,000	19,000	60,000	138,000
精 華 町	284,000	294,000	142,000	47,000	105,000	294,000
南 山 城 村	53,000	54,000	26,000	8,000	20,000	54,000
京 北 町	183,000	183,000	91,000	30,000	62,000	183,000
美 山 町	139,000	146,000	69,000	23,000	54,000	146,000
園 部 町	241,000	314,000	120,000	40,000	154,000	314,000
八 木 町	218,000	239,000	109,000	36,000	94,000	239,000
丹 波 町	172,000	177,000	86,000	28,000	63,000	177,000
日 吉 町	139,000	148,000	69,000	23,000	56,000	148,000
瑞 穂 町	122,000	117,000	61,000	20,000	36,000	117,000
和 知 町	84,000	121,000	42,000	14,000	65,000	121,000
三 和 町	115,000	117,000	57,000	19,000	41,000	117,000
夜 久 野 町	152,000	165,000	76,000	25,000	64,000	165,000
大 江 町	193,000	194,000	96,000	32,000	66,000	194,000
加 悦 町	191,000	197,000	95,000	31,000	71,000	197,000
岩 滝 町	170,000	172,000	85,000	28,000	59,000	172,000
伊 根 町	107,000	108,000	53,000	17,000	38,000	108,000
野 田 川 町	251,000	253,000	125,000	41,000	87,000	253,000
峰 山 町	225,000	227,000	112,000	37,000	78,000	227,000
大 宮 町	189,000	189,000	94,000	31,000	64,000	189,000
網 野 町	252,000	255,000	126,000	42,000	87,000	255,000
丹 後 町	103,000	180,000	51,000	17,000	112,000	180,000
弥 栄 町	95,000	89,000	47,000	15,000	27,000	89,000
久 美 浜 町	218,000	220,000	109,000	36,000	75,000	220,000
合 計	54,975,000	50,634,000	27,475,000	9,144,000	14,015,000	50,634,000